

こうち労政情報

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画2018年
12月号

土佐の匠

平成30年度「土佐の匠」認定について

県では、技能後継者の意欲の一層の向上と、技能を尊重する社会の実現を図るため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している熟練技能や、古くから受け継がれてきた伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しています。

平成30年度に「土佐の匠」認定を受けられたのは、次の2名の方です。

井上 哲沖さん（南国市）【西洋料理】

刈谷 学さん（高知市）【西洋料理】



(左から2人目が井上さん
右から2人目が刈谷さん)

■ 「土佐の匠」作品展示

平成30年11月15日～17日の3日間、高知ちばさんセンターで開催された「第7回ものづくり総合技術展」において、今年度「土佐の匠」に認定されたお二人の作品展示を行いました。約2万5千人の来場者があり、多くの方々に匠の熟練技能を伝えることができました。



井上さん 作品



刈谷さん 作品



作品展示の風景

「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介

県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成30年11月に認証した新規認証企業をご紹介します。



【認証番号】会社名等

取組内容

【235】 健康経営部門
株式会社アースエド
須崎市浦ノ内西分2622

- ◆全従業員を対象にしたストレスチェックを実施している。
- ◆職員を対象にした健康づくりに関する研修を実施している。
- ◆職員の食生活の改善のための研修を実施している。

【236】 次世代育成支援部門
株式会社エステック大阪支店
四国営業所
高知市朝倉横町26-16

- ◆子が就学の始期に達するまで、育児のための時間外労働の制限の制度がある。
- ◆配偶者の出産時に、3日間の特別休暇がある。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 労政担当 電話：088-823-9763

Q. 退職予定社員が同業他社へ転職しないか心配なのですが、退職時に「同業者への転職をしない」という主旨の誓約書を求めることは可能でしょうか。

A. 誓約書を求めることは可能ですが、過度な制約は無効となる場合があります。

在職中の社員は、労働契約の付随的な義務として、競業禁止義務を負いますが、退職後は雇用関係がありませんので、労働契約存続中のように一般的に競業禁止義務が存在しません。また、退職後の職員に対しての競業禁止義務は、憲法に定められる職業選択の自由を制限することとなり、その有効性が問題となります。

そこで、社員に対して、退職後も競業禁止義務を課す場合には、「必要性、退職前の社員の地位」をふまえ、誓約書等に「競業禁止義務の制限期間、職種、地域の範囲等」について、妥当な範囲内の制約内容を盛り込むほか、その制約に見合う「会社による代償措置」をとるなどの対応が求められ、これらを総合的に考慮し、合理的でない場合は無効となる場合があります。

退職予定社員に気持ちよく応じてもらうためにも、在職中から周知をしておくことは効果的です。就業規則を点検し、「競業禁止義務」に関する規定がなければ、規定を整備しましょう。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F
☎088-821-4645 お気軽にご相談ください！



事業主の皆様へ 「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

主な改正点

- ① 時間外労働の上限規制が導入されます。（施行：2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～）
- ② 年次有給休暇の確実な取得が必要です。（施行：2019年4月1日～）
- ③ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます。（施行：2020年4月1日～ ※中小企業は2021年4月1日～）

■ 働き方改革関連法の詳細は、厚生労働省ホームページ「働き方改革の実現に向けて」をご覧ください。
 「働き方改革 厚生労働省」で検索してください。

■ 問い合わせ先 ■

高知労働局雇用環境・均等室（電話 088-885-6041）

DVは、重大な人権侵害です！

あなたが、配偶者や恋人から暴力を受けている、または、暴力をふるってしまう時は、一人で悩まず相談してください。

相談先	女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	警察
対象者	女性・DV被害者である男性	女性・男性	暴力被害者
電話番号	088-833-0783	○女性向け:088-873-9555(相談電話) ○男性向け:088-873-9100(予約電話)	○警察本部の総合相談係 (#9110又は088-823-9110) ○最寄りの警察署の生活安全担当課
相談時間等	○月曜日～金曜日: 9時～22時 (17時15分～18時を除く) ○土・日・祝日: 9時～20時 ※年末年始を除く	○女性向け: 9時～12時、13時～17時 ○男性向け(予約制): 第1・第3火曜日、第4水曜日 18時～20時 ※休館日(第2水曜日、祝日、年末年始)を除く	○夜間・休日は、当直が対応します ○身に危険がある等の緊急を要する場合は、最寄りの警察署に110番通報してください